

# 商店等新業種等転換支援事業

市内の店舗改修費用、空き店舗の賃借料、感染症対策費用を一部補助します！

## 募集要項

### 対象事業者・要件

以下のすべてを満たす必要があります

- (1) 現に営業を行っている代表者又は行おうとする代表者
- (2) 現用店舗(現在営業中の業種の開始から1年以上継続しているもの)又は空き店舗(過去に営業していた店舗で、現在営業が行われていないもの)の所有者でない場合、当該店舗の所有者から改修工事の承諾を受けられる人
- (3) 営業において、関係法令に違反していない人
- (4) 市税等に未納がない人
- (5) 小売業、飲食業又はサービス業(一部対象外業種あり)を営んでいる人
- (6) 申請時から過去5年間に本補助金により同一の目的の補助事業の交付を受けていない人
- (7) 交付決定前に改修工事に着手し、又は感染症対策に係る消耗品、備品を購入していないこと
- (8) 国、県、市等で実施している他の補助制度による補助金の交付を受けていないこと
- (9) 同一の建物に住居部分と店舗部分を有する併用住宅の場合、店舗部分が明確に分離されていること  
以下の事業の営業は補助対象外となります。  
【業種】風俗営業の許可を受けた事業、大規模小売店舗(店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗)に係る事業、フランチャイズチェーン事業の直営店

### 補助対象事業

事業ごとにすべての項目を満たす必要があります



#### 改修工事

- (1) 現用店舗又は空き店舗に対するものであること いずれも自己所有、賃借は問わない
- (2) 市内に本店を有する施工業者による改修工事であること 当該施工業者から市外の業者への再委託は可能
- (3) 社会的課題に対応する工事であること

社会的課題	具体例
エネルギー利用の高度化	電気のLED化、ガス・水道の省エネ化、ソーラーパネルの設置等
子育て支援	スロープ取付工事、おむつ交換スペース設置等
高齢者・障害者支援	手すりの設置、段差を無くす工事等のバリアフリー化等
コミュニティの創出	休憩スペース、情報が掲載できる掲示板等の設置工事等
感染症対策	テイクアウトカウンター設置工事、換気扇設置工事等

#### 賃借料

- (1) 賃借している又は賃借しようとしている空き店舗であること
- (2) 空き店舗における社会的課題に対応した改修工事後に行う新規出店であること

#### 感染症に係る消耗品又は備品購入費

- (1) 現用店舗(現在営業中の業種の開始から1年以上継続しているもの)又は空き店舗に対するものであること いずれも自己所有、賃借は問わない
- 補助対象例: テイクアウトやデリバリーの容器・梱包、除菌機能付き空気清浄機、除菌機能付きエアカーテン、自動消毒液噴霧器等  
消毒液、マスク、フェイスシールド等基本的な感染症対策や、汎用性があり目的外使用になりうるものは対象外となります。



# 令和4年度 戸田市商工業支援事業補助金 ISO等取得支援事業のご案内

目的：市内事業所のISO等の認証取得を支援します。

## 補助事業

戸田市内にある事業所が、令和4年4月1日～令和5年3月末日に、ISO9000シリーズ、ISO14001、ISO22000、ISO27001、ISO39001、FSSC22000、エコアクション21又はプライバシーマーク（以下「ISO規格等」という。）の認証を新規に取得し、登録をする事業を補助します。

## 補助対象者（次に掲げるすべての要件を満たしている事業者）

- ・戸田市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に定める事業者
- ・申請時点で、3年以上事業を営み、かつ、市内で1年以上営業していること
- ・市税等に未納がないこと ・過去に当該事業に係る補助金の交付を受けていないこと

## 補助対象経費

- ・審査登録機関に支払う料金
- ・ISO規格等の認証取得のために契約したコンサルタントに支払う料金（契約内容にその他の業務を含む場合は対象外）

注 戸田市以外の事業所と同時に複数の事業所において、規格の認証を取得する場合は、従業員の人数で按分します。

## 補助率

補助対象経費（税抜き）の3分の1以内（千円未満切捨て。） ※限度額50万円

## 申請書類 以下の書類を添えて申請してください。

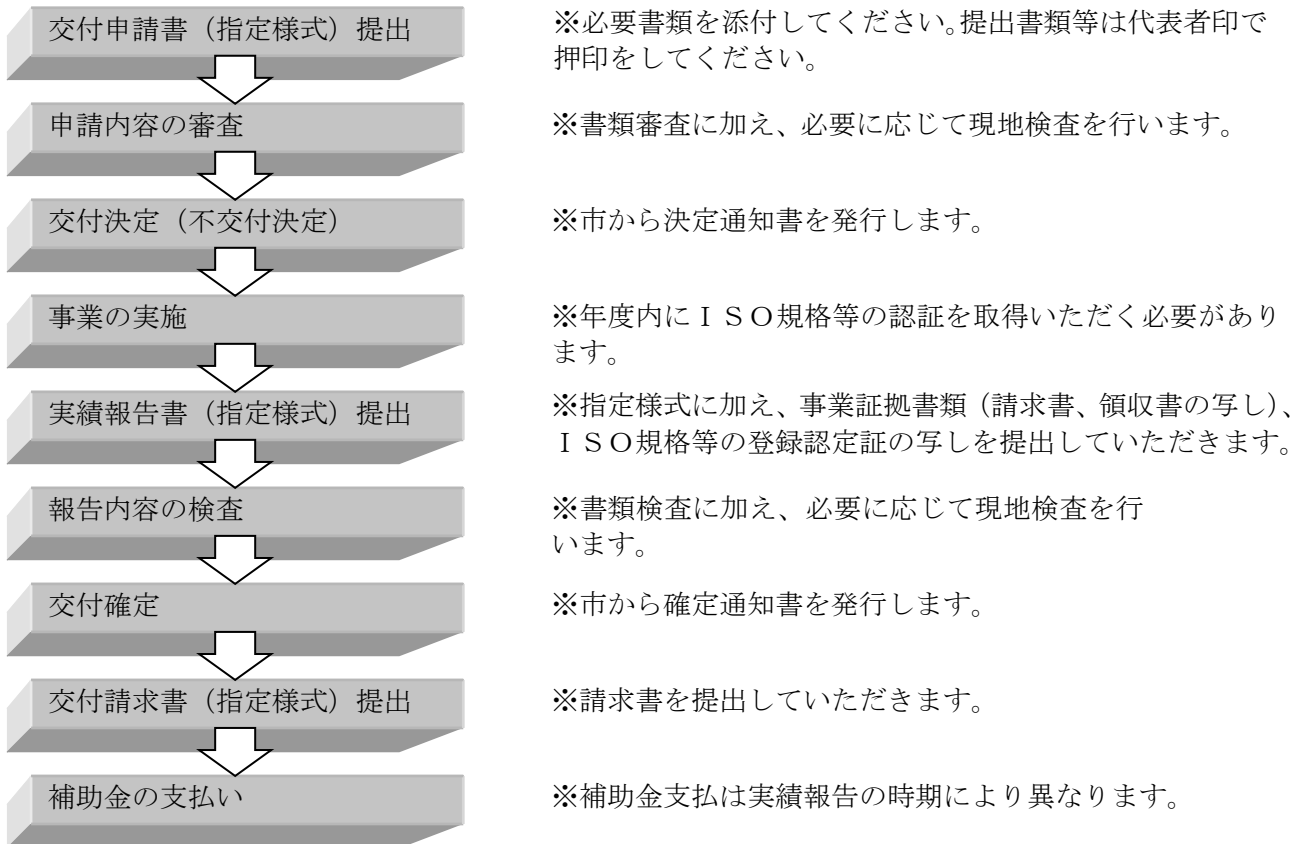
補助金等交付申請書	指定用紙
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙
補助事業実施計画書	指定用紙
過去3年分の財務諸表	既存のもの
未納の税額がない証明書の写し	市収納推進課にて発行 ※代表者以外の方が申請される場合は、委任状が必要となります。
履歴事項全部証明書	法務局にて発行
会社概要	会社案内、HPの写し等
*既に、「コンサルタント契約書」、「スケジュール表」、「見積書」、「請求書」、「領収書」や審査登録機関の「請求書」、「領収書」が手元にある場合は、各写しも提出してください。	

## 募集期間

令和4年4月1日（金）～ ※予算の範囲で先着順



## 手続の流れ



## その他

- ・実際の進行状況や支出金額が異なるときは、事業変更届出書を提出していただきます。
- ・補助金交付後、5年間の間に市から請求した場合は、事業実施状況報告書を提出していただく場合もあります。
- ・補助金の交付を受けた事業者については、事業者名、補助金交付金額等について公表させていただくことがあります。
- ・提出書類への押印は、法人の場合は全て代表者印でお願いします。

戸田市役所 経済戦略室	
住 所	〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL	048-441-1800（内線398）
FAX	048-432-9910
H P	<a href="http://www.city.toda.saitama.jp">http://www.city.toda.saitama.jp</a>

# 工業環境対策支援事業のご案内

～ 住工が共存できるよう、周辺環境に配慮した操業を応援します～

環境に配慮した操業を行うための設備(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第2項各号に規定する公共の危害防止のために設置された施設又は設備、以下「環境配慮設備」という。)を導入した事業者に対し、当該設備にかかる固定資産税相当額を3年間補助して、都市化が進んだ本市における市内工業者の操業環境向上の取組みを支援します。

## 1 補助事業

環境配慮設備の市内事業所への導入設置稼働事業

## 2 補助対象者

令和3年1月2日～令和4年1月1日 に、環境配慮設備を市内事業所に導入・設置・稼働した事業者で、市税等に未納がない方

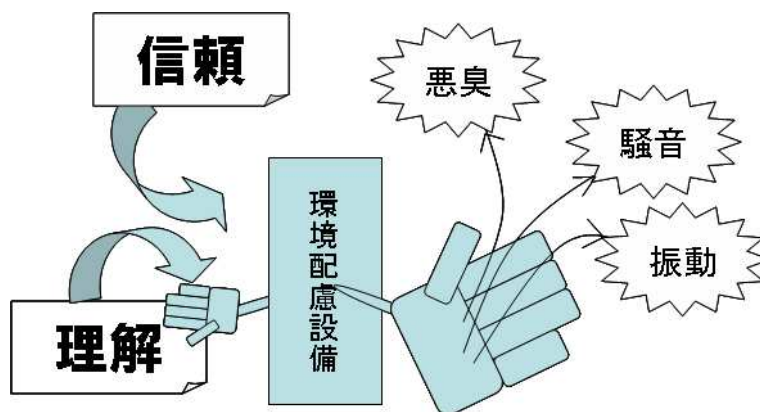
令和4年度に当該設備にかかる固定資産税が新規課税となる。

## 3 補助額・補助期間

導入設置した設備に対する固定資産税相当額を、課税初年度から3年間補助します(上限100万円)。固定資産税相当額は、償却資産申告書に記載された新規取得資産のうち、環境配慮設備にかかる部分を合算したものとします。

## 4 募集期間

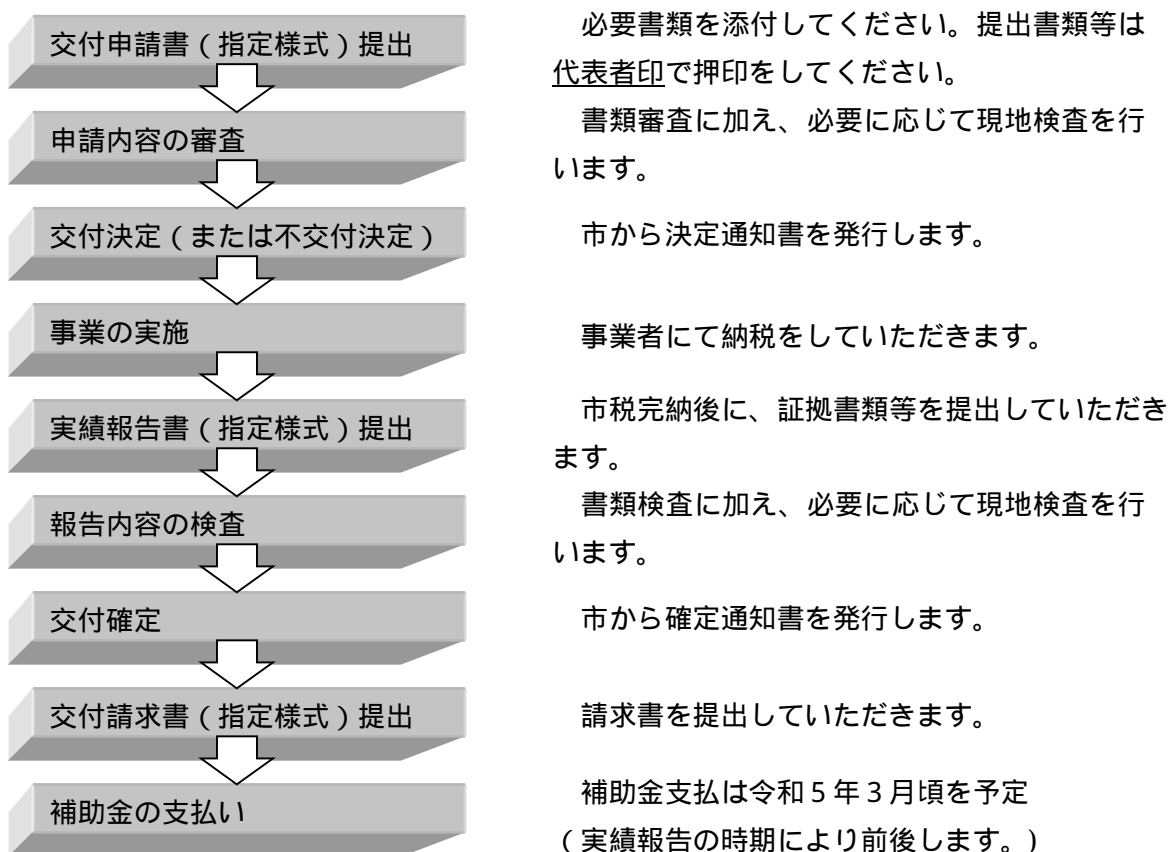
令和4年5月6日(金)～ 予算の範囲内で申込順



## 5 申請書類

交付申請書	指定用紙（第1号様式）
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙（第2号様式）
事業計画書・収支予算書	指定用紙
会社概要・定款	既存のものを添付してください 写しでも可能です
履歴事項全部証明書	直近のもの（法務局発行） 写しでも可能です
償却資産申告書	該当設備が記載された直近のもの 写しでも可能です
環境配慮設備詳細資料	設備の写真・資料（設備名、型式、金額等が分かる書類）
未納の税額がない証明書の写し	直近のもの（市収納推進課発行） 原本が必要です。 代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
税務情報閲覧同意書	指定様式

## 6 手続の流れ



戸田市役所 経済戦略室

住所 〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1  
TEL 048-441-1800（内線398）  
FAX 048-432-9910  
HP <http://www.city.toda.saitama.jp>

# 令和4年度 戸田市商工業支援事業補助金 展示会等出展支援事業のご案内

目的：市内事業所の出展費用の一部を支援します。



## 補助事業

戸田市内にある事業所が、令和4年度中に、国内外の展示会又は見本市（以下「展示会等」という。）に出展し、自社製品・技術を積極的に外部へ発信することを支援します。



## 補助対象（次に掲げるすべての要件を満たすことが必要です。）

- ・戸田市内に本店のある中小企業基本法第2条に定める事業者であること。
- ・3年以上事業を営み、かつ戸田市内で1年以上営業していること。
- ・市税等に未納がないこと。
- ・補助申請する展示会等への出展において、戸田市又はその他の公的な支援を受けていないこと。
- ・同一年度内に当該事業に係る補助金の交付を受けていないこと。



## 補助対象経費

- ・出展した日数分の出展料及び出展小間料
- ・展示会等の自社スペースの装飾に係る内装工事費
- ・展示会等の出展場所までの展示物運送費
- ・展示会等の出展に係る販促費（パンフレット等）

注）実績報告時に、経費を証明する資料が必要になります。



## 補助率

補助対象経費（税抜き）の2分の1以内（千円未満切捨て。） ※限度額20万円



申請書類 以下の書類を添えて申請してください。

補助金等交付申請書	指定用紙（第1号様式）
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙（第2号様式）
補助事業実施計画書	指定用紙
履歴事項全部証明書（法人のみ）	法務局にて発行。申請時より3ヶ月以内。写しでも可
会社概要	会社案内、会社ホームページの写し等
未納の税額がない証明書の写し	市収納推進課にて発行 ※代表者以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。
展示会詳細資料	展示会申込書の写し、パンフレット等
出展物詳細資料	出展物の資料（出展予定の製品のパンフレット等）

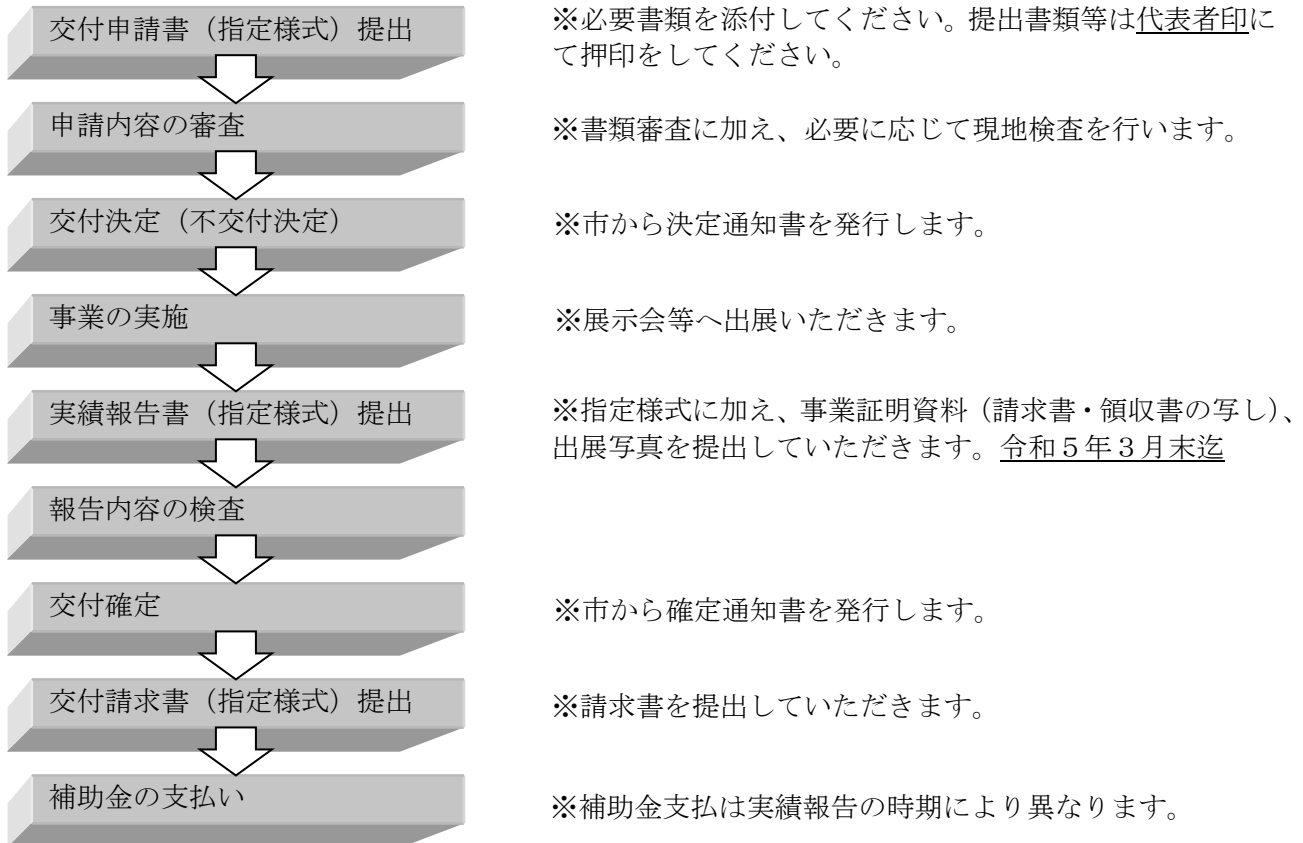


## 募集時期

令和4年4月1日（金）～ ※予算の範囲で申込順



## 手続の流れ



## その他

- ・実際の進行状況や支出金額が異なるときは、事業変更届出書を提出していただきます。
- ・補助金交付後、5年間の間に市から請求した場合は、事業実施状況報告書を提出していただく場合があります。
- ・補助金の交付を受けた事業者については、事業者名、補助金交付金額等について公表させていただくことがあります。
- ・提出書類への押印は、法人の場合は全て代表者印でお願いします。

戸田市役所 経済戦略室	
住所	〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL	048-441-1800（内線398）
FAX	048-432-9910
H P	<a href="http://www.city.toda.saitama.jp">http://www.city.toda.saitama.jp</a>



## 令和4年度 戸田市商工業支援事業補助金

# 新技術研究開発支援事業

のご案内

～新製品開発・新技術開発を支援します（補助率1/3、上限200万円）～

### 1 補助対象者（以下の条件をいずれも満たす方が対象となります）

- ①市内に事業所を有する中小企業基本法第2条に定める事業者で、製造業・情報通信業・事業所向けサービス業（浴場、娯楽場を除く）・建設業・運送業を営み、自ら研究・開発をしていること
- ②3年以上事業を営んでいて、かつ、市内で1年以上営業していること
- ③市税に未納がないこと
- ④申請時から過去3年間に当該事業に係る補助金の交付を受けていないこと

### 2 補助対象事業（以下の条件をいずれも満たす事業が対象となります）

- ①技術水準の向上及び新製品・新技術の開発にかかわる事業で、戸田市新技術研究開発支援補助金審査会が本市の産業及び経済の発展に寄与すると判断する事業（審査会での評価結果によっては不採択となる場合があります）
- ②開発等の期間が、申請時の年度から3年以内のもの
- ③令和5年2月末までに、新製品や新商品として完成、新技術として確立するもの

### 3 補助対象事業費（補助事業に要する経費）

原材料、外注加工費、改造・移設費、機材購入費、機械等の賃借料、事務経費、調査委託費、宣伝費、旅費、研究対価の人件費等 ※令和5年2月末までの経費を対象とします

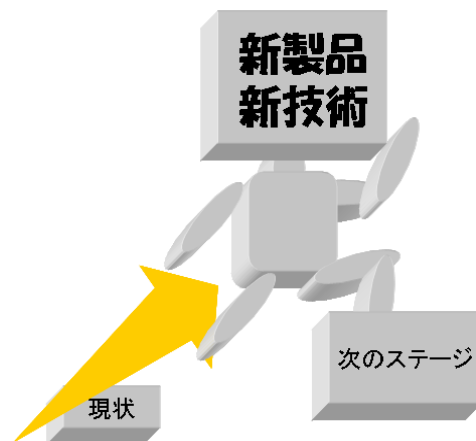
### 4 補助率・補助金額

補助対象経費（税抜き）の1/3の額の範囲内で、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の上限として、審査会が認めた額とする。

- (1) 国内外において従来にはない新規性のある製品又は技術 200万円
- (2) 既存製品又は技術の改良 50万円

### 5 申請書類

交付申請書	指定用紙（第1号様式）
補助金等交付申請額内訳調書	指定用紙（第2号様式）
事業計画書	指定用紙
未納の税額がない証明書	直近のもの（収納推進課）
過年度決算書	過去3年分を添付してください
履歴事項全部証明書	直近のもの



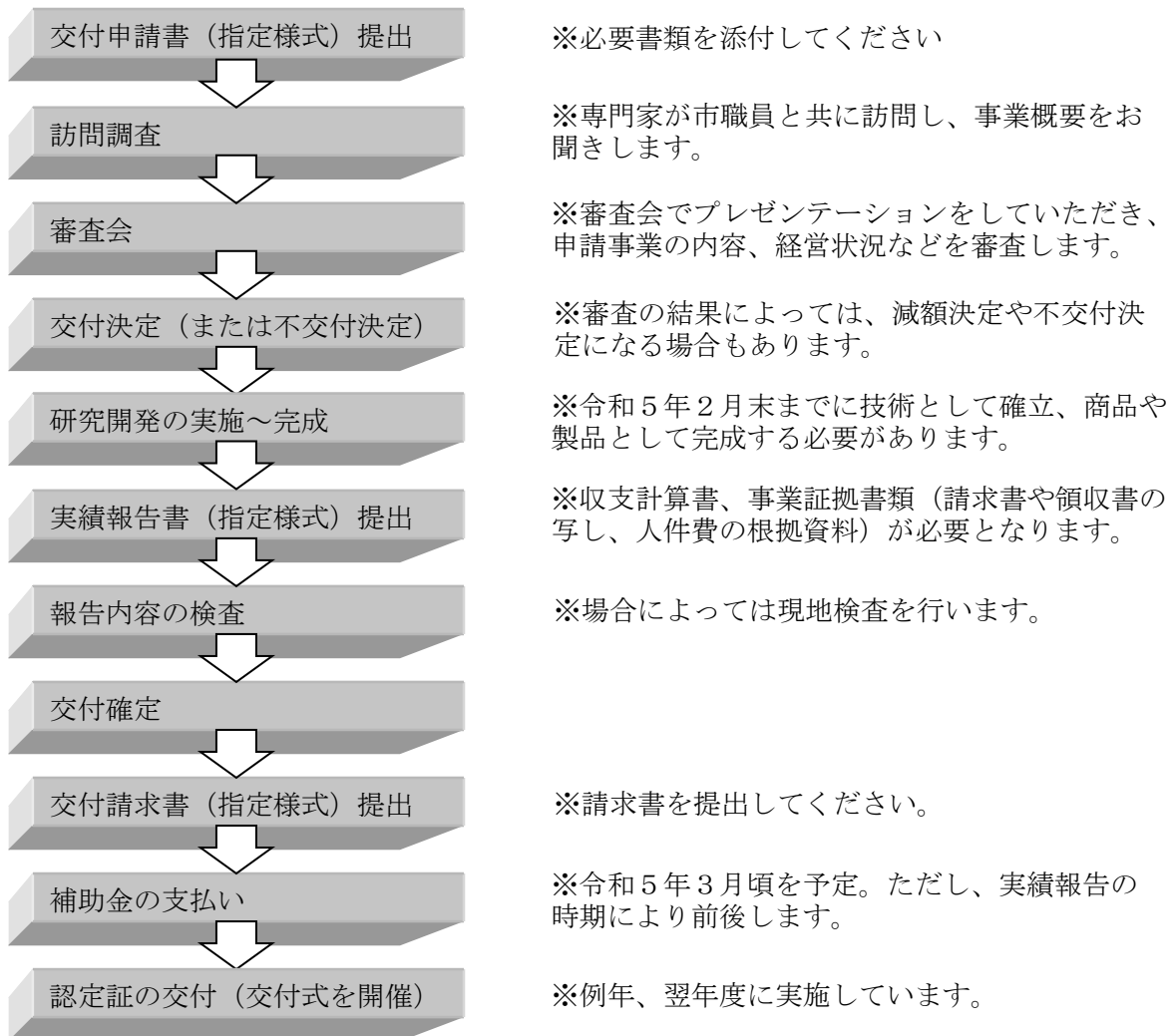
## 6 募集時期

令和4年4月1日（金）～令和4年8月31日（水）

募集締切り後、専門家による訪問調査を実施します（9月頃を予定）。その後、審査会においてプレゼンテーションをしていただきます（10月頃を予定）。

申請をご検討の際は事前に経済戦略室までお問い合わせください。

## 7 手続きの流れ



## 8 その他

- ・提出書類への押印は、法人の場合は全て代表者印でお願いします。
- ・交付後5年間、市の請求により事業実施状況報告書を提出していただきます。
- ・補助金の交付を受けた事業者については、事業者名、補助金交付内容について公表させていただき、市内物産コーナー等への展示についてご協力をお願いします。

<b>戸田市役所 経済戦略室</b>	
住 所	〒335-8588 埼玉県戸田市上戸田1-18-1
TEL	048-441-1800（内線398）
FAX	048-432-9910
H P	<a href="http://www.city.toda.saitama.jp">http://www.city.toda.saitama.jp</a>